

農地法4・5条転用申請に関する必要書類

- 1 農地法第4・5条転用許可申請書
※ なるべく申請人氏名は自署で、代理申請の場合は委任状の住所、氏名は自署で記入
※1 別紙（筆数、登記名義人が複数で、申請書に書ききれない場合のみ）
- 2 土地登記簿記載事項証明書（2筆以上の場合は申請書記載順に並べる）
※2-1 住民票又は戸籍附票、（登記名義人の表記が異なる場合は証明1部添付、また市
或いは不在住証明 外在住申請者は現住所確認のため1部添付（コピー可））
※2-2 相続系譜図 } 申請時に相続登記が未了であるが相続
相続権者が全て確認できる戸籍・除籍謄本 } することは確実であると見込まれる場
遺産分割協議書、相続放棄書、同意書 } 合、相続登記に必要な全書類を添付
- 3 市役所を含めた位置図（市全図：5万分の1または1万分の1）
- 4 申請地附近の状況を表示する図面（住宅地図）
※ 特定施設から300m・500m以内で農地区分決定している場合は、申請地との距離を記載
- 5 申請地附近の字図（方位、周辺の地目等を記入）
※ 農用地内農地や第1種農地、3,000㎡以上の転用は、より広い範囲で記入
- 6 建物配置図・平面図・断面図（事業計画との整合性）
※ 隣地と建物との距離を記入し、有効利用できない土地部分は面積を図示
- 7 事業計画書（個人住宅を除く。駐車車両台数、資材の種類・数量等を具体的に記載）
- 8 所有権者以外の権限に基づいて申請する場合、所有権者の同意書
- 9 地上権、永小作権、質権、賃借権に基づく耕作者がある場合、その同意書
- 10 被害防除計画書及び誓約書
- 11 土地改良区内は、土地改良区の意見書
- 12 その他
 - ・ 資金証明書（預金残高・融資証明書）
 - ・ 譲受人が法人の場合は、転用目的業務が記載された定款及び法人登記簿謄本
 - ・ 一般住宅500㎡、農家住宅1,000㎡以上は、その理由書
 - ・ 畜舎等で畜産環境保全意見書が必要なものは、その写し
 - ・ 袋地等で他人の土地を利用する計画の場合、通行承諾書
 - ・ 事前転用の場合の始末書には、実際転用した年月日を明記
 - ・ 一時転用の場合、事業計画書で転用期間、農地への復元方法、費用等を明らかにする
（砂利採取は、農地所有者、事業者、連帯保証人の三者による農地復元等についての契約書）
 - ・ 一部転用の場合、分筆測量図（三角測量等）、求積図を添付する
 - ・ 現地調査時は、事業内容を説明できる転用実行者（譲受人等）か、委任を受けた代理人が立会う